

一般社団法人日本小児看護学会入会のご案内

日本小児看護学会に入会を希望される方は、以下の内容をご確認の上、Webにて申込をお願いいたします。

1. 会員の種類および入会資格

1) 正会員

正会員とは、本法人の目的に賛同し、小児看護の実践、教育及び研究に携わっている者で、理事会の承認を得、会費を納めた個人であり、下記のうちいずれか1つに該当することを条件とする。

- ・ 小児看護に関連する原著、調査・実践報告、著書、学位論文、学会発表、学術雑誌等掲載論文、院内研究発表、事例報告などの業績が1つ以上ある者
- ・ 小児看護に関連する実務経験がある者
- ・ 正会員1名の推薦を得た者

正会員は、学術集会で発表すること及び学会誌に投稿することができ、学会誌、ニュースレター等の配布を受けることができる。

2) 賛助会員

賛助会員とは、本法人の目的に賛同し、本法人の目的達成に協力するために入会を希望し、理事会の承認を得、会費を納めた個人または法人、団体とする。

賛助会員は、学会誌、ニュースレター等の配布を受けることができる。

※入会をご希望の場合は、事務局にご連絡下さい。

2. 会費

正会員 10,000円/年

賛助会員 10,000円/1口/年

3. 入会手続きの流れ

1) 入会申込

入会は[こちら](#)よりWebにて申込をお願いいたします。また、以下の「**4. 入会申込フォームの記入要領**」をよくお読みになってご入力をお願いいたします。

※Webでの申込が難しい場合は、以下の事務局までメール (maf-schn@mynavi.jp)にてお問合せ下さい。

2) 理事会での審査

入会の可否について、理事会で審査します。

※理事会での入会審査には多少時間がかかりますので、ご了承下さい。理事会は年5回（おおよそ5月、7月、10月、12月、3月）に開催されます。

3) 会費の振り込み

理事会での入会審査後、入会が承認された方に、一般社団法人日本小児看護学会事務局より振込用紙をご送付いたします。必要事項を記入し、当該年度の年会費を納入して下さい。年会費の納入を確認した後、

会員番号をお知らせいたします。なお、振込用紙の受領証をもって領収書にかえさせていただきます。

振込用紙送付後、年会費の納入がない場合、約3か月の時点で催促をいたします。約6か月以内に年会費の納入がない場合は、入会の承認が取り消されますのでご注意下さい。また、12月に発行される学会誌は、10月末までに当該年度の年会費を納めた会員に送付されます。

4. 入会申込フォームの記入要領

1) 免許および資格

お持ちの免許および資格を、Web フォーム内の選択項目の中から選択して下さい。選択項目以外のその他の免許をお持ちの方は、免許名（例：小児アレルギーエデュケーター、糖尿病療法士等）を記入して下さい。

2) 学歴

学歴を、Web フォーム内の選択項目の中から選択し、「在学中」「卒業」「修了」の項目も選択して下さい。（複数回答可）

3) 研究業績

主要な業績は直近の1件をご記入下さい。

- ・ 研究業績（論文）場合は、論文表題名、掲載誌名、掲載誌の巻・号・頁、掲載年、著者名（共著の場合は、あなたも含めて、記載された順に書く）を記載します。
- ・ 研究業績（著書）の場合は、書名、発行所名、発刊年、著者名（共著の場合は、あなたも含めて、記載された順に書く）を記載します。
- ・ 研究業績（学会発表・院内研究発表など）の場合は、演題名、学会誌、学術集会または研究発表会の名称、抄録集等の巻・号・頁、発表年月、発表者名（共同発表の場合は、あなたも含めて、記載された順に書く）を記載します。

4) 実務経験

「研究業績なし・推薦者（正会員）なし」の場合に、小児に関する実務経験を直近のことについて記入して下さい。臨床または教育の実務経験年数等を記載します。

5) その他

入会審査方法の選択でいずれにも該当がない場合には、事務局にご連絡ください。

5. 住所・所属変更等の各種届け出について

入会后、住所・所属などに変更があった場合は、必ずマイページにてご変更ください。お電話では受け付けておりません。

6. 個人情報の保護について

事務局は個人情報保護法を遵守し、個人情報を利用・管理しますが、情報の問い合わせには応じておりません。

7. 入会申込・登録情報変更についてのお問合せ先

一般社団法人日本小児看護学会事務局

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル

（株式会社 毎日学術フォーラム内）

Eメール：maf-jschn@mynavi.jp

TEL：03-6267-4550

FAX：03-6267-4555